

# 緊急小口資金のしおり

緊急小口資金は、低所得世帯が緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸し付けを行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度です。

そのため、貸付を受けるご本人世帯は、社協等と話し合った支援をもとに、課題の解決や世帯の自立に向けた対応が求められます（家計の見直しや、安定した収入確保のための就労支援など）。

## 制度の概要

### ○貸付対象となる「資金の用途」

必要となる費用が、以下の用途に該当する場合に貸付対象となります。

- ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- ・ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ・ 年金、保険、公的給付等の初回給付及び65歳未満の者の初回給与の支給開始までに生活費が必要なとき
- ・ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき

### ○貸付限度額

100,000円以内（千円単位）

ただし、貸付金額は用途に対して必要な最低限の金額として根拠書類により算出される額を上限とします。

### ○貸付利率

貸付利率は無利子です。ただし償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。

### ○据置期間と償還期間

据置期間は2か月以内です。

償還期間は、据置期間終了後12か月以内です。ただし、償還期間は、毎月の償還元金額が5,000円を下回らない額となるように設定します。

## 貸付の対象となる世帯と借受人

- (1) 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住しており、今後もその地域において継続して生活される低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度）※生活保護世帯を除く
- (2) 貸付を受ける借受人（借入申込者）は、その世帯で次の要件に該当する者となります。
  - 18歳以上の世帯の生計中心者で、その貸付によって得られる支援を主に受ける者
  - 就労や年金収入などにより、償還可能な収入が見込める者

## 貸付対象となる費用

- (1) 必要となる費用が、以下の使途に該当する場合に貸付対象となります。
  - 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
  - 火災等被災によって生活費が必要なとき
  - 年金、保険、公的給付等の初回給付及び65歳未満の者の初回給与の支給開始までに生活費が必要なとき
  - 給与等の盗難によって生活費が必要なとき

## 貸付限度額

- (1) 貸付限度額は100,000円です。  
ただし、この範囲内であっても、使途に対して必要な最低限の金額として根拠書類により算出される額を上限とし、次のような基準で算出します。
  - 費用の支払いに関する場合は、領収書や請求書等によって証明される金額
  - 支給開始までの待機期間に関する費用の場合は、その初回給付で得られる金額

## 貸付利率

- (1) 貸付利率は無利子です。ただし償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。

## 貸付審査

- (1) 書類等の確認後、申請を受理し、県社協で審査を行います。

次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります

- 借入申込書に必要事項の記載がない場合、及び記載事項について客観的な証明ができない場合
- 資金の使途が、制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
- 本会及び各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けた借受人・連帯借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合。またはその後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合
- 借入申込後、申請書類が整えられず1か月以上経過した場合
- 世帯員が自己破産手続き中、債務整理に基づく返済中、弁護士等に債務整理を依頼中の場合
- 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合
- 各社協による調査や相談支援に応じず、相互の信頼関係の構築が困難と認められる場合
- 借入申込み時期が遅く、貸付金の送金が納付期日までに行えない場合

- (2) 審査では、借受人の勤務先への勤務確認や関係機関等への照会を行う場合があります。
- (3) 特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。

## 貸付の決定と資金の交付方法

- (1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。ただし、資金の用途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。
- (2) 貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。なお、不承認となった場合の理由は公表しません。
- (3) 送金できるのは、本人名義の口座のみとなります。

## 貸付相談と申込み

- (1) 貸付相談や申込みの窓口は、居住中の市区町社会福祉協議会（市区町社協）になります。
- (2) 借入の申込みから貸付決定し、送金を行うまでには必要書類の受理後1週間程度の日数を要します。書類に不備・不足があった場合にはその訂正に必要な日数が加算されます。

## 据置期間と償還期間

- (1) 据置期間は2か月以内です。
- (2) 償還期間は、据置期間終了後12か月以内です。ただし、償還期間は、毎月の償還元金額が5,000円を下回らない額となるように設定します。

## 償還について

- (1) 償還は、据置期間後に毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から「借用書」の約定により償還していただきます。
- (2) 計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。
- (3) 貸付金は、返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。

## その他生活困窮者自立支援制度との関連など

- (1) 貸付対象となる「資金の用途」などに該当しないものの、緊急性、必要性が高く、これらと同等のやむを得ない事由があると認められる以下のような場合には、30,000円を上限として貸付を認める場合があります。
  - 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受ける場合で、会社からの解雇、休業等による収入減や、公共料金等の滞納により日常生活に支障が生じ、実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
  - 雇用契約の締結前に、就労先から義務付けられる研修等を受講するために必要な資料代や交通費等に不足する場合
  - 居住する住居に継続して居住するために求められる更新料や火災保険料など支払期日が迫っており、期日までにその費用を工面することが困難な場合
  - その他、これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められる場合
- (2) この場合に限り、借入申込に必要な書類の一部を省略して申し込むことを認める場合があります。

## 届出義務について

- (1) 貸付金により支払いを行った際、貸付金に余剰が出た場合はその余剰分について速やかに返還していただきます。
- (2) 借受人が住所、氏名を変更したときや状況に著しい変化（死亡、破産、長期療養、生活保護受給等）が発生した場合は、市区町社協または県社協まで速やかに連絡してください。なお、それら事由を証明する書類の提出を求める場合があります。
- (3) 届出義務を怠った場合には、契約終了し、一括償還を求める場合があります。

## 借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込みにあたっては、以下の申請要件の事実を証明する書類が必要です。
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原則として原本を提出してください。
- (3) 提出書類が重複する場合、当該書類1部の提出で構いません。
- (4) 審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (5) 申込内容によっては、「借入申込みに必要な書類一覧」に掲げるもの以外に書類の提出を求める場合があります。
- (6) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。
- (7) 自立相談支援事業による支援を受けられる場合には、以下の提出書類に加え、自立相談支援機関等から相談・支援状況等がわかる書類が提供されることをご承知おきください。

提出書類		
1	世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていないもの）	原本
2	県民税・住民税課税証明書（18歳以上の世帯全員分）	
3	印鑑登録証明書	
4	顔写真入りの身分証明書	コピー可
5	送金口座の通帳の写し（銀行名・口座番号・名義が記載されたページ等）	
6	必要費用の総額が明らかとなるもの（請求書等）	
7	借入申込書	所定様式
8	借用書	
9	口座振替依頼書	

### ○申込み・相談窓口

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 福祉資金部

神戸市中央区坂口通 2-1-1 県福祉センター内

TEL 078-242-7944

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

またはお住まいの市区町社会福祉協議会へ